

地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令案参照条文

○地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十年六月十三日法律第六十七号）（抄）
地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第十七号）の一部を次のように改正する。

（略）

第二十三条第一項中「都道府県知事」の下に「及び指定都市等の長（以下「都道府県知事等」という。）」を加える。

第二十四条の見出しを「（地域地球温暖化防止活動推進センター）」に改め、同条第一項中「都道府県知事」を「都道府県知事等」に、「都道府県」を「都道府県又は指定都市等にそれぞれ」に、「都道府県地球温暖化防止活動推進センター」を「地域地球温暖化防止活動推進センター」に、「都道府県センター」を「地域センター」に改め、同条第二項中「都道府県センター」は、当該都道府県」を「地域センター」に改め、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 地方公共団体実行計画の達成のために当該都道府県又は指定都市等が行う施策に必要な協力をすること。

第二十四条第六項中「都道府県センター」を「地域センター」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「都道府県センター」を「地域センター」に、「同項第五号」を「同項第六号」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「都道府県知事は、都道府県センター」を「都道府県知事等は、その指定に係る地域センター」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「都道府県知事は、都道府県センター」を「都道府県知事等は、その指定に係る地域センター」に、「都道府県センター」を「当該地域センター」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 都道府県知事の指定する地域センターは、前項に規定する事業のほか、当該都道府県の区域内の指定都市等の長が指定する地域センターの事業について連絡調整を図るものとする。

第二十五条第二項第四号中「製品」の下に「又は役務」を加え、同項第五号中「都道府県センター」を「地域センター」に改め、同条第四項中「前条第三項、第四項及び第六項」を「前条第四項、第五項及び第七項」に、「同条第三項」を「同条第四項」に、「都道府県知事」を「都道府県知事等」に、「同条第四項」を「同条第五項」に、「同条第六項」を「同条第七項」に改める。

第二十六条第一項中「都道府県センター」を「地域センター」に改める。

（略）

第四十九条中「第二十四条第五項」を「第二十四条第六項」に改める。

(略)

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一・二 (略)

三 第二十三条から第二十六条まで及び第四十九条の改正規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

(略)